

2023年12月25日

日立市長 小川春樹 様

（写） 日立市県産廃処分場担当課、 河川担当課、 日立市議会議員各位
マスコミ各位、 その他できるだけ多くの市民・県民の皆様

荒川 照明 日立市台原町 2-10-10

助川 靖平 日立市諏訪町 3- 4-40

鈴木 鐸士 日立市千石町 1-15-26

台風 13 号降雨時の洪水による産廃処分場予定地の大崩落および 防災調整池容量の技術基準違反に関する公開質問状

1. はじめに

県は現在、広大な唐津沢の中に巨大な産廃処分場の建設計画を進めています。豪雨時に唐津沢の上流域（敷地の西側流域）から処分場敷地内へ流入する激甚な洪水に対する防災対策が必要であることを機会あるごとに訴えて来ましたが（参考資料 1～8）、私どもの指摘は無視されるだけで、処分場設置計画には、洪水災害対策は何一つ見られないのが現状です。

本年 11 月 22 日付けの県知事宛の公開質問状では、「本件基本計画の防災調整池容量の算定には重大な誤りがあり、当該建設計画には、法規違反（調整池技術基準に違反）があること」を指摘すると共に、この度の台風 13 号降雨時の洪水による産廃処分場予定地の大崩落により、「豪雨時における唐津沢上流域（敷地外の西側流域）から処分場敷地内へ流入する激甚な洪水の危険性が実証されたこと」を訴えました。

そこで、県の唐津沢産廃処分場建設を容認・誘致されました日立市長小川春樹様に対しても改めて公開質問状をお届けする次第です。

水防法規定の豪雨時（153mm/h）に唐津沢の上流域（敷地外の西側流域）から処分場敷地内へ流入する激甚な洪水 18.5 m³/s に対する防災対策が必要不可欠なことは、再三に渡って私どもが主張し来ましたが、この度の台風 13 号降雨時の洪水による産廃処分場予定地の大崩落により、豪雨時の洪水の危険性が実証されました。そのご報告をすると共に、産廃処分建設計画を早期に取り止められますよう要望いたします。

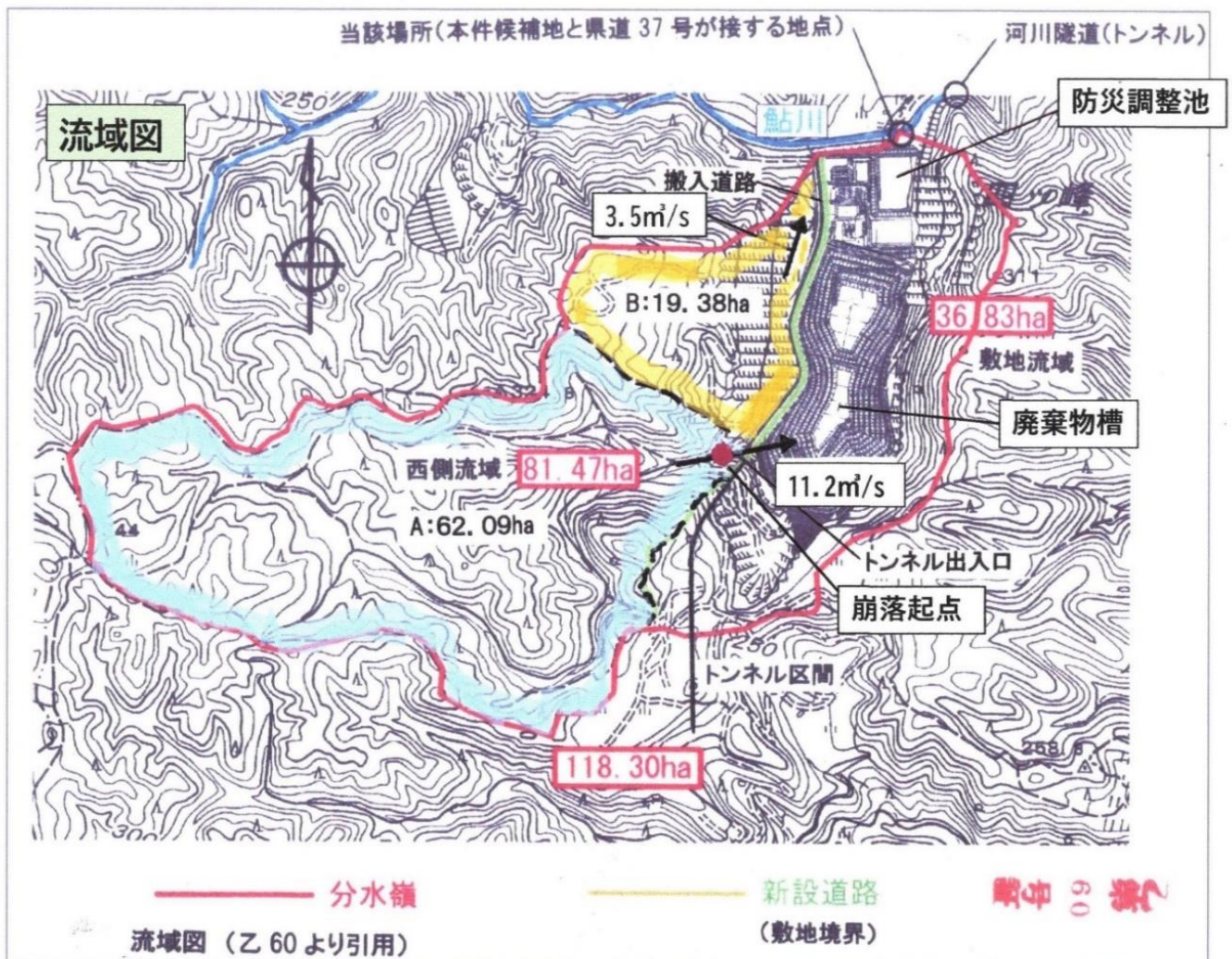
2. 豪雨時における洪水災害対策の現状

唐津沢の流域図に示すように、唐津沢流域は、緑色線で示された新設道路と敷地境界により、敷地流域と西側流域に区分されている。敷地流域は面積が 36.83ha であり、その上流域（青色で示された領域 A）は 62.09ha と大変広く、その流域の下流端（赤丸印の位置）における雨水流量は、多大になり、廃棄物処分場の廃棄物とその他の器物を押し流すことになる。この度の台風 13 号の豪雨時の日立市の最大雨量は 93mm/h であったので、そこでの洪水の流量はおおよそ 11.2 m³/s と推定されるが、発生した大崩落の起点は、まさに上流域の下流端（赤丸印の位置）

付近にあたる。なお、朱線で示された分水嶺に囲まれた計画地流域（唐津沢流域）の面積は118.3haと広大である。

しかし、敷地流域と西側流域（非開発の敷地外流域）を区分する敷地境界には、流域を区分する隔壁あるいは上流域からの洪水に対する防護壁は無く、豪雨時における洪水災害対策は何一つ講じられていないのが現状である（参考資料 9）。新設搬入道路の西側には道路側溝が設けられているが、上流域からの豪雨時における多量の雨水を収集して防災調整池に誘導する暗渠（上流域転流水路）などの防災設備は何も無い。

要するに防災対策とは、上流域からの多量の豪雨時雨水を産廃処分場は通さずに、防災調整池に誘導し、許容放流量を堅持して鮎川へ無事に放流することであるが、「県は、洪水災害の危険性は皆無と決めつけてしまい、洪水対策は何一つ考えることもなく、計画することも無いまま」、責任放棄して基本計画を完了させた。上流域からの洪水に対して全く無防備で大変危険な状態にあるので、そのまま建設しても、いずれ危険性は明確になり、容認されることはない。県や市は一刻も早く気付くべきであり、計画を中止すべきである。



3. 台風 13 号時の洪水による産廃処分場予定地の大崩落の状況

日立市では、9月8日の午後6時15分までの1時間に93mmの降雨量を記録した。鮎川の下流域の各所で河川氾濫が起り、多くの建物に浸水被害が発生し、人目に付かない唐津沢流域でも、凄まじい洪水の爪痕を残した。産廃処分場予定地では、主要道路には全域に渡り流木土石が散乱し、各所の路面に甚大な破損が発生した。

唐津沢上流域の下端部（上記流域図の赤丸印の位置）を起点として、激甚な洪水により、広範囲に地盤（推定：最大長さ約80m、最大幅約30m、最大深さ約7m）が崩壊し、その土石が遙か離れた湖の南端部まで流下し、その周辺に堆積した。

9月30日には、専門家に依頼し、空撮による動画と145枚の詳細な静止画を得て、崩落現場を調査し、その概要を報告書（添付資料1）に記載し、空撮写真をDVD（添付資料4）で示す。

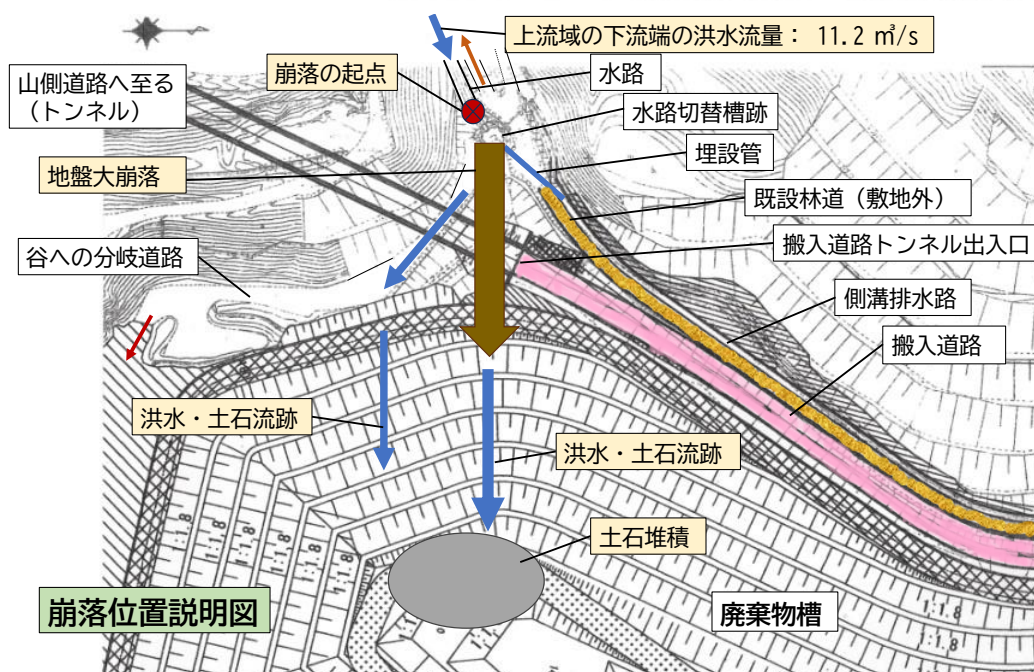
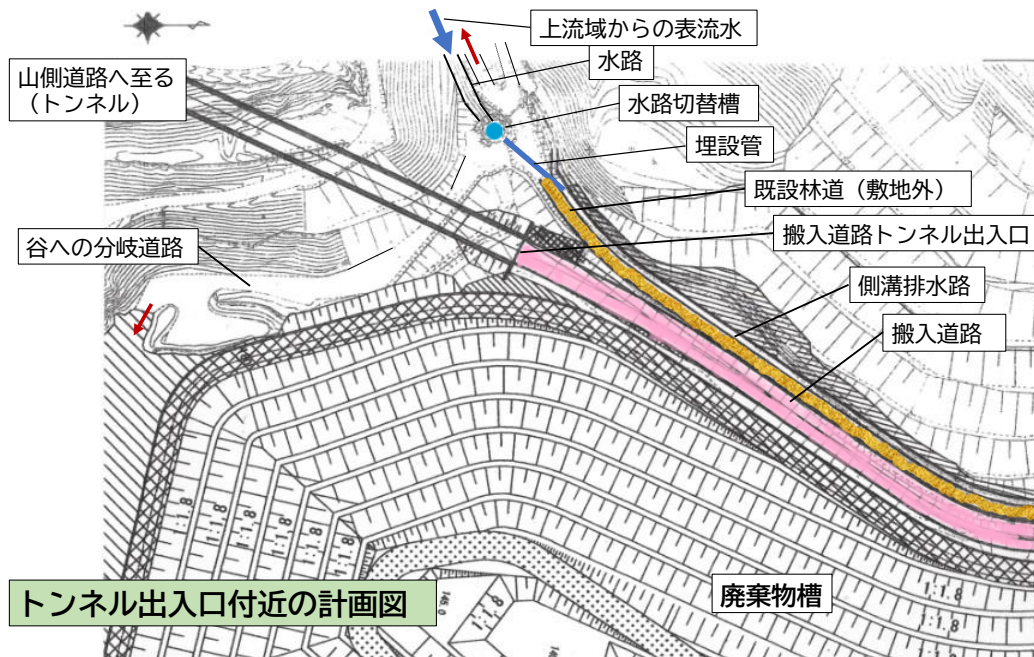
下の写真は、東側すなわち湖側上空から見た崩落現場の一例である。洪水による大崩落は、水路切替槽の付近を起点として発生し、唐津沢本流に沿った地盤を草木もろとも遙か下方の湖南端部まで押し流した。直径1.4mもの巨大な埋設管がむき出しになり、唐津沢本流の谷間には、凄まじい崩落の爪痕が残された。これは、私どもがこれまでに主張してきた上流域からの豪雨時における激甚な洪水の危険性を正に実証するものである。もし、現在計画中の廃棄物槽が建設され、廃棄物が埋立てられていたと仮定すると、この度程度の豪雨時（93mm/h）には、廃棄物は廃棄物槽もろとも鮎川へと押し流されていたはずである。気候変動が予期される今後には、水防法規定値の降雨時（153mm/h）に対処せねばならないので、唐津沢のような地形・形状では、洪水に対する防災策は現実的には不可能に近いと言える。



4. 廃棄物槽計画位置と地盤崩落位置の関連

下の図は、トンネル出入口付近の計画図を示す。搬入道路より西側の流域は、敷地外の区域であり、非開発区域とされており、既設林道、側溝排水路、水路切替槽などは、現状のままとされていた。ところが、下側の崩落説明図に示すように、洪水による崩落の起点は、敷地外の水路切替槽付近に発生し、崩落は洪水と共に廃棄物槽になだれ込むことになる。そうすると、滑りやすい廃棄物槽の貯留された廃棄物は一気に押し流されて、一昨年発生した熱海の崩落事故のような惨事が想定される。

水防法規定値の降雨時（153mm/h）には、広大な上流域（62.09ha）からの激甚な洪水流量（18.5 m³/s）が想定される場所に、何一つ防災対策なしに、有害・危険な廃棄物槽を建設することは容認されるはずがない。一刻も早く計画を是正すべきである。



5. 唐津沢産廃処分場の防災調整池容量算定に於ける技術基準違反の状況

この件については、本年 7 月 27 日付けの県知事宛の公開質問状で説明済みであり、添付資料 3 には、詳しい報告があるので、それらを参照ください。

要するに県の計画では、「西側流域の面積を算定対象面積から除外すると共に、降雨量に不適切な 1/30 年確率の値を用い、防災調整池容量を 2 万 9,747 m³と大幅に矮小化」をしており、このような不正行為は、豪雨時には施設ばかりではなく、下流域に対して災害の危険性をもたらすものである。

A. 防災調整池の容量算定面積について

住民訴訟の県側の準備書面（4）では、「新設道路を挟んだ西側（新産業廃棄物処分場の敷地外）は、そもそも土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画はないから、調整池技術基準は関係しない。」とはっきりと宣言されている。しかし、防災調整池の容量算定とその流域に対する許容放流量算定のための流域面積は、計画地流域全体の面積であり、非開発区域であっても算定対象流域面積から免除されることはない。

添付資料 3 の図 4 に京都府の例を示すように、【重要開発調整池の流域面積は、開発地面積と非開発地面積の合計面積である。】

なお、末尾の表 1 の「調整池容量の算定対象流域面積規定の一覧表」に示すように、各府県あるいは各市における調整池容量の算定対象流域面積規定を調べたところ、各々表現は多少異なるが、「開発が行われる区域内だけでなく、その上流部も含む流域全体の雨水を対象とする」ことが判った。

特に茨城県の規定では、「計画排水区域は、雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水については開発区域とする」との規定で、雨水の排水については「開発区域を含む地形上の流域」すなわち「計画地流域全体」と明記され、汚水については「開発区域」とすると厳密に規定されている。

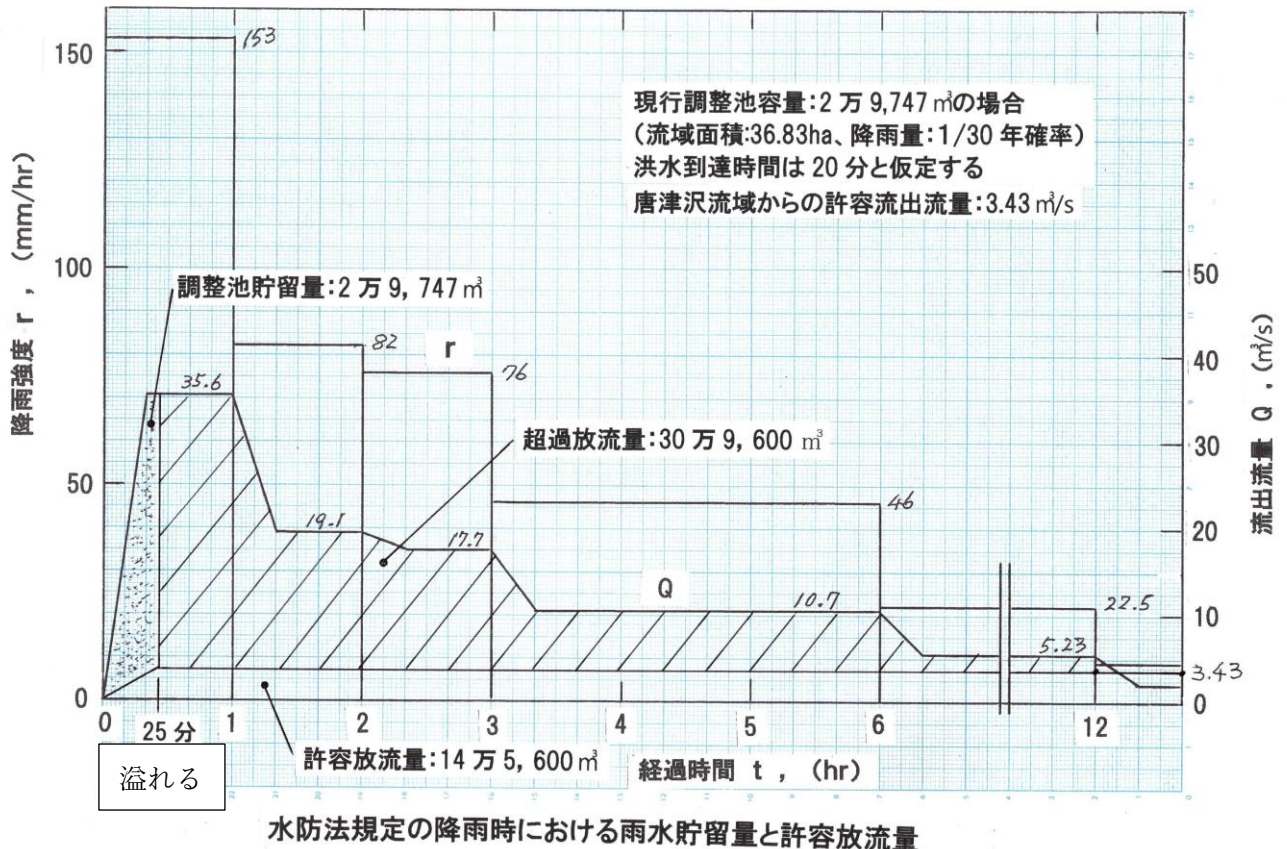
したがって、現行の県の「開発を行う計画はないから、調整池技術基準は関係しない」との判断は、明らかに調整池技術基準に違反する不正行為であり、直ちに是正すべきである。

なお、現行の調整池容量 2 万 9,747 m³の場合（流域面積 36.83ha、降雨量 1/30 年確率）について、水防法規定の降雨時における雨水貯留量と許容放流量の状況を下の図に示す。この図には、水防法規定の降雨量に基づく降雨強度 r の変化（ハイトグラフ）と洪水到達時間を 20 分とした唐津沢全域からの流出流量 Q の変化を示す。

調整池は僅か 25 分で溢れてしまい、その後洪水継続期間の 12 時間までの超過放流量は 30 万 9,600 m³であり、防災調整池機能は無いに等しい。このように、容量が大幅に矮小化された防災調整池は現実的に役立たないので、まずは、容量算定面積を 118.3ha と是正し、規則違反を解消すべきである。その後、容量算定に適用すべき降雨量についてもよく検討し、適切なものを選定すべきである。

B. 適用すべき降雨量について

現行の降雨量は、1/30 年確率のものが適用されているが、技術基準の解説では、調整池を暫



水防法規定の降雨時における雨水貯留量と許容放流量
 図： ①現行調整池容量 3 万 m^3 の場合：流域面積 36.83ha、降雨量 1/30 年確率
 調整池は僅か 25 分で溢れ、超過放流量 31 万 m^3 で、調整機能は無いに等しい。

定施設として存置期間を 10 年と想定して、当時の宅地開発には、1/30 年確率で良いとされていたが、適用する対象の種類・規模、重要度、そして存置期間などにより適切なものを選択すべきである。エコフロンティアかさまのパンフレットによると、防災調整池の容量算定には 1/200 年確率の降雨量を使用した旨の説明があった。県はこれまで、エコフロンティアかさまと同様な産廃処分場を建設すると標榜して来たのだから、水防法規定値とまでは行かなくとも、前例に倣ってエコフロンティアかさまと同じく、1/200 年確率の降雨量を選択すべきであった。しかし県は、産廃処分場には不適切な 1/30 年確率の降水量を使用して防災調整池の容量の矮小化を図った次第である。

そこで私どもは、産廃処分場の存置期間が 200 年以上であることを勘案し、有害物質、汚染物質などを半永久的に貯留する特別な施設だから、防災対策上の重要性に鑑みて、現行 1/30 年確率の降水量の所を水防法規定（1/1000 年確率）の降雨量を適用すべきであると要請しております。

降雨量を水防法規定値とした場合には、調整池容量は 41.5 万 m^3 になるが、添付資料 2 の図 8 に示すように、超過放流量は無く、許容放流量 3.43 m^3/s を維持し、調整機能を十分に果たすことが判る。

そして降雨量を 1/200 年確率とした場合には、添付資料 2 の図 7 に示すように、調整池容量は 19.4 万 m^3 になり、調整池は 141 分後には満杯になり溢れるが、調整池はかなりよく機能する。

日立市長宛の公開質問状の写しですが、多くの皆様にも見て戴きたい（荒川 090-9845-7019）

しかし、溢れ時の流出流量は $17.7 \text{ m}^3/\text{s}$ とかなり多く、調整池が満杯になった後に溢れ出る超過放流量は 15 万 7,100 m^3 であるから、洪水災害に対する耐性が大変弱い鮎川沿いの区域の状況を勘案すると、やはり、防災調整池容量は 41.5 万 m^3 に変更するべきである。

6. 現状の産廃処分場計画が実施される場合の鮎川流域の豪雨時の状況

県の鮎川の流下能力の算定書（乙第 61 号証）によると、下図に示す位置には、河川隧道が在り、そこでの流下能力は $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$ と、広大な上流域面積 625.7ha に対して極めて小さく、比流量（流下能力/流域面積）が、 $0.029 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と極めて小さい。このことが、唐津沢流域 118.3ha に対して認められる鮎川への許容放流量を $3.43 \text{ m}^3/\text{s}$ (0.029×118.3) と極めて小さくするために、防災調整池容量は 41.5 万 m^3 と巨大なものが義務付けられる所以である。なお、流下能力が $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$ と言うことは、上流域面積 625.7ha に対する流出係数を 0.7 と仮定すると、僅かの降雨量 15.2mm/h で河川隧道が溢れてしまうことになり、洪水が極めて起こり易い状況を示唆している。

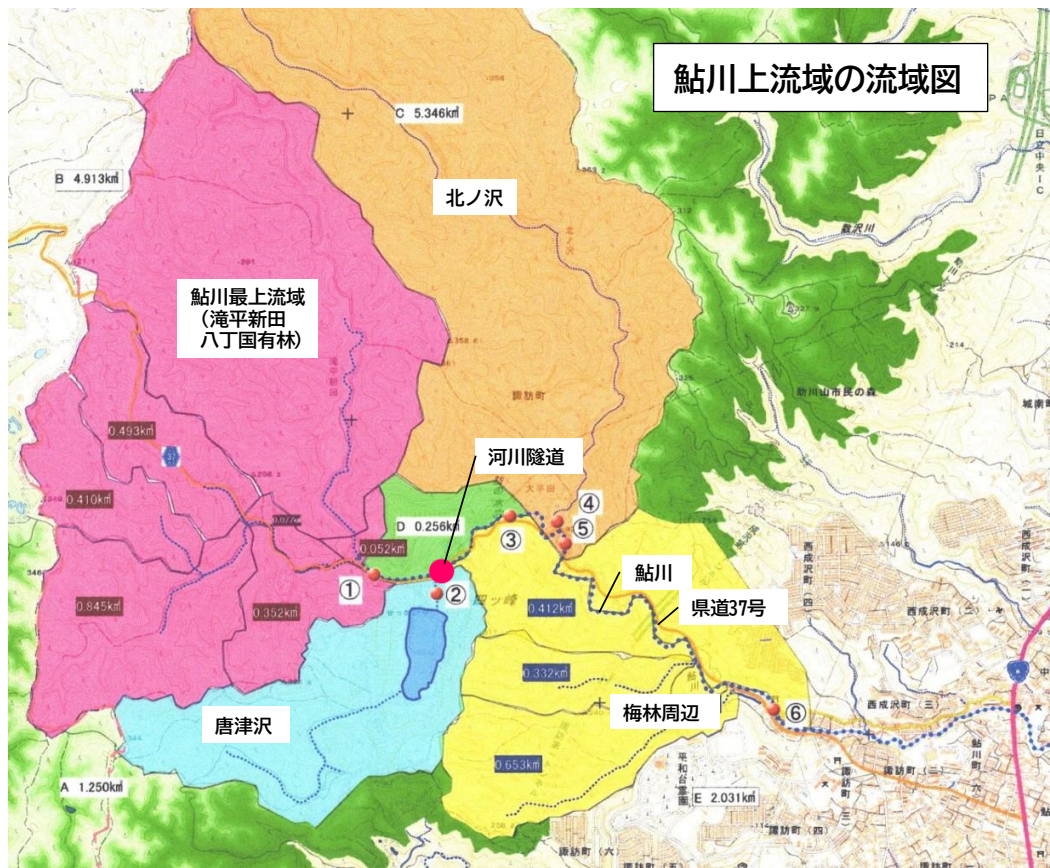
産廃処分場の候補地選定の時点では、県も唐津沢が調整池技術基準に対して極めて厳しいことには気付かないで確定したため、設計段階で苦し紛れに、「西側流域の面積を算定対象面積から除外すると共に、降雨量に不適切な 1/30 年確率の値を用い、防災調整池容量を 2 万 9,747 m^3 と大幅に矮小化し、不正行為に至った」と推測される。この件については、2022 年 12 月 19 日、2023 年 3 月 31 日、7 月 27 日および 11 月 22 日付けで、県知事宛に公開質問状を届けておりますが、県からは何一つ回答・説明もなく、相変わらずに不正行為を続けています。県知事宛の公開質問状の写しは、その都度、日立市長を始めとし、関係部署にはお届けしておりますので、県の「唐津沢流域に対応する防災調整池容量算定における法規違反」に対する何らかのご見解を日立市の関係部署の方からお聞きできれば幸いです。

A. 現状での豪雨時の流動状況

現状の唐津沢は、採掘により広大な窪地となっているため、水防法規定の豪雨が 24 時間続いたとしても、雨水約 57 万 m^3 を一時的に貯留することができるので、唐津沢からの鮎川への放流量は極めて少ないと言える。したがって、下の鮎川上流域の流域図に示すように、鮎川最上流域（滝平新田・八丁国有林）507.4ha (625.7-118.3) から水防法規定の豪雨時 153mm/h に河川隧道部に流下する雨量は、 $151 \text{ m}^3/\text{s}$ と算定され、そこでの流下能力 $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$ の 8.2 倍にもなる。豪雨時雨量が流下能力の 8.2 倍と言うことは、流量の大部分が溢れることを意味し、少量の降雨でも洪水が発生し易い洪水頻発地帯であることを示唆している。

このような所への唐津沢からの許容放流量は、当然に $3.43 \text{ m}^3/\text{s}$ と非常に小さいので、これを堅持するには、調整池容量は 41.5 万 m^3 にもなってしまい、現実的には実行不可能な状況である。

なお、この度の台風 13 号豪雨時の鮎川流域の洪水災害は各所で発生し、甚大なものであった。添付資料 2 として、本年 9 月 8 日の豪雨時洪水による唐津沢および鮎川本流沿いの道路の各所における被災実態の写真集を示すので、これも見て戴きたい。鮎川は、決して長大な河川ではないが、源流は高鈴山頂から唐津沢先端部までの長い稜線に渡るため、河川の規模の割に流量が多く、洪水に対する耐性は弱い状況にあると言える。



B. 産廃処分場建設後の豪雨時の流動状況

もし、唐津沢の窪地を莫大な工事費を費やして240万 m^3 も埋立して、産廃処分場を建設すると、上の図「水防法規定の降雨時における雨水貯蓄量と許容放流量」に示したように、調整池は僅かに25分で溢れ、最大流出流量35.6 m^3/s で雨水が鮎川へ放流され、河川隧道部に流入する雨量は、186.6 m^3/s となり、流下能力18.437 m^3/s の10.1倍にもなる。現行の県の計画では、敷地流域の雨水は容量約3万 m^3 の調整池を経由し、敷地外の西側流域のものは直接に鮎川へ放流するとしているが、いずれにしても唐津沢流域全体からは、最大流出流量35.6 m^3/s で雨水が鮎川へ放流されことになる。鮎川への僅かな許容放流量3.43 m^3/s を堅持するためには、調整池容量を41.5万 m^3 と巨大なものにせねばならないが、このような指摘に対して県は無視し続けている。時間は掛かるかも知れないが、何らかの方法で、辛抱強く糾弾して行きたい。

C. 西側流域からの雨水を防災調整池無しに直接放流する不正行為について

本年7月31日付けの住民訴訟の県側準備書面(4)の26頁には、西側流域81.47haに関連し「側溝や水路に流入する雨水の鮎川への放流について、鮎川の当該放流地点に係る区間を管理する日立市長と協議を行っているところであり、当然ながら、雨水の鮎川への放流については、十分に配慮していく。」とのことである。しかし、鮎川の当該放流地点に係る河川の比流量は0.029 $\text{m}^3/\text{s}/\text{ha}$ と既に決まっており、西側流域に対応する鮎川への許容放流量は2.36 m^3/s とし

日立市長宛の公開質問状の写しですが、多くの皆様にも見て戴きたい（荒川 090-9845-7019）

で確定済みであり、西側流域に対応する防災調整池を別個に設置するには、容量は 28 万 5,800 m³と算定される。豪雨時の雨水放流に問題があれば、協議は基本計画の前にすべきであり、本末転倒な誠に不思議な経緯である。

本年 3 月に基本設計は完了したが、7 月になっても、「鮎川の当該放流地点に係る区間を管理する日立市長と協議を行っているところであり、当然ながら、雨水の鮎川への放流については、十分に配慮していく。」とは、「どんな問題があるのだろうか？」。[県は西側流域からの雨水を防災調整池は通さずに直接鮎川へ放流することを容認するよう日立市長に迫ったのでしょうか？]。また、「日立市長は県の言いなりに、容認してしまったのでしょうか？」調整池の技術基準違反する責任を日立市長に転嫁するようなことはきっぱりと拒否して戴きたい。

「西側流域からの雨水 24.2 m³/s を防災調整池は通さずに流下能力も超えて鮎川へ直接放流すること」は、明らかに技術基準に違反する不正行為であり、日立市長の権限で容認されるはずはない。

7. 生活環境の保全上の見地からの意見

前にも触れたように、本年 9 月 8 日の記録的大雨により市庁舎の浸水被害など、大規模な洪水災害が各地で起こった。その中に、産廃処分場予定地（日立セメント採石場跡地）への唐津沢上流域からの洪水による崖面の大崩落も含まれる。我々が以前から指摘していることが現実となった。このことがマスコミ各紙で報道された（11 月 8 日）。

上記の報道の裏取りを取材された県は「盛土で形成された場所の一部が大雨で洗い流され、高低差の影響で湖（埋め立て地）に落ちただけ。敷地外に流出したわけでもない」と説明、「建設計画に影響はないとした」とのことである。この県のマスコミ対応には驚くばかりである。まず、県がすべきことは、洪水による被害の実態を調査し、その原因や背景を分析して正しい情報を県民に速やかに提供することである。それなのに、県の対応は意図的ともとれる談話を発表し、県民を誤解させるような誤魔化しの発言に終始している。

県は、県民の健康保護や生活環境の保全を図るため、大気・水質・土壌及び地下水等の保全に関する規制を条例で定めている。その目的は住民の福祉の増進を図るため、住民の生命・健康・財産を守るということを最優先事項としているはずである。

現に日立市では、1 時間雨量が 93mm ないしは 97mm 観測され、洪水による災害が各所で起こり、唐津沢の建設予定地では洪水による大崩落が発生した現在、県や市は「唐津沢産廃処分場建設計画」の危険性を認め、早期に取り止めるよう強く要望する。

更に言えば、240 万 m³もの産廃ゴミを埋め立てる日本最大規模の「産廃処分場」が設置されることが、日立市民に与えるダメージの大きさは計り知れないものがあり、このような負の遺産を子々孫々に残すべきではない。今問われているのは、一点集中型の「巨大産廃処分場」は自然や環境に与える負荷が大き過ぎることから造るべきではないということである。各地分散型の地域住民や実状にあった「小規模産廃処分場」にして、生活環境に与える負荷を軽減し、住民の不安を解消すべきである。

8. 市長へのご質問

そこで、日立市長小川春樹様にご質問いたします。

(1) この度の台風 13 号の豪雨時には、唐津沢上流域の下流端の水路切替槽付近を起点として、激甚な洪水により、広範囲に地盤（推定：最大長さ約 80m、最大幅約 30m、最大深さ約 7m）が崩壊し、その土石が遙か離れた湖の南端部まで流下し、その周辺に堆積しました。その地盤崩落は、敷地外の上流域を起点とし、搬入道路トンネル出入口付近を通り、廃棄物槽設置予定位置になだれ込むように発生しました。もし、現在計画中の廃棄物槽が建設され、廃棄物が埋立てられていたと仮定すると、この程度程度の豪雨時（93mm/h）でも、廃棄物は廃棄物槽もろとも鮎川へと押し流されて、一昨年発生した熱海の崩落事故のような惨事が想定されます。

このような広大な上流域からの激甚な洪水が発生する場所に、何一つ防災対策なしに、県が有害・危険な廃棄物槽を建設することに対する市長の見解をお伺いします。

(2) 県の計画では、「西側流域の面積を算定対象面積から除外すると共に、降雨量に不適切な 1/30 年確率の値を用い、防災調整池容量を 2 万 9,747 m³と大幅に矮小化」をしており、このような不正行為は、豪雨時には施設ばかりではなく、下流域に対して災害の危険性をもたらすものです。県は「新設道路を挟んだ西側（新産業廃棄物処分場の敷地外）は、そもそも土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画はないから、調整池技術基準は関係しない。」と宣言されているが、防災調整池の容量算定とその流域に対する許容放流量算定のための流域面積は、計画地流域全体の面積であり、非開発区域であっても算定対象流域面積から免除されることはありません。

特に茨城県の規定では、「計画排水区域は、雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水については開発区域とする」との厳密な表示があり、雨水の排水については「開発区域を含む地形上の流域」すなわち「計画地流域全体」と明示されています。それにも拘わらず、県は「西側流域の面積を算定対象面積から除外する」不正行為を是正しないことに対する市長の見解をお伺いします。

(3) 県は、西側流域からの雨水を防災調整池は通さずに直接鮎川へ放流する不正行為を計画しております。ところが、本年 7 月 31 日付けの住民訴訟の県側準備書面 (4) の 26 頁には、西側流域 81.47ha に関連し「側溝や水路に流入する雨水の鮎川への放流について、鮎川の当該放流地点に係る区間を管理する日立市長と協議を行っているところであり、当然ながら、雨水の鮎川への放流については、十分に配慮していく。」とのことでした。「側溝や水路に流入する雨水の鮎川への放流について、県とはどのような協議があったのかお教えてください。」「県は西側流域からの雨水を防災調整池は通さずに直接鮎川へ放流することを容認するよう日立市長に迫ったのでしょうか？」また、「日立市長は県の言いなりに、容認してしまったのでしょうか？」この件については、市長の回答・説明を戴けますようお願いいたします。

(4) 現に、日立市で 1 時間雨量 97mm が観測され洪水による大災害が起こった今、市長のなす

日立市長宛の公開質問状の写しですが、多くの皆様にも見て戴きたい（荒川 090-9845-7019）

べき責務の最優先事項は、市民の生命・財産を守ることにあります。県知事に対しては、毅然として、その施策に疑問があれば安易に容認すべきではありません。そして県は、今でも「唐津沢産廃処分場建設計画」の危険性を危惧する住民の声を無視して、一方的に計画を実施しようとしている。今こそ市長は、この非民主的な県政を正し、計画にストップをかけるべきと思うが、市長の見解を伺います。

以上の4件の質問について、勝手ながら2024年1月25日までに、自立した自治体の首長として、市民に納得できる理由を具体的にしかも判り易く回答いただけるようお願いいたします。

添付資料

- (1) 台風13号時発生洪水による産廃処分場予定地の崩落（ドローン空撮による状況調査の概要報告）2023.10.10 県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会（文責）鈴木鐸士
- (2) 写真集：2023年9月8日、13号台風洪水による唐津沢および鮎川本流沿いの被災実態 荒川照明
- (3) 唐津沢産廃処分場の防災調整池容量算定に於ける技術基準違反を糾弾する 2023.10.18 県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会（文責）鈴木鐸士
- (4) DVDのファイルによる関連資料：
 1. 空撮写真：0067-0071 静止画5枚
0072（動画）MP4ファイル、LRFファイル
0073-0103 静止画30枚
 2. 流動解析動画（上流域からの洪水18.9 m³/sの挙動解析、流出開始から100秒間の流動状況を示す）
 3. パワーポイントによる状況説明のための資料
 - * 台風13号時の洪水による産廃処分場予定地の崩落
 - * 産廃処分場の防災調整池容量の技術基準違反を糾弾

参考資料

- (1) 茨城県知事宛「県産業廃棄物最終処分場費用支出の差し止め請求住民訴訟」の訴状 訴訟代理人弁護士8名 原告荒川照明他4名（2021年9月24日）
- (2) 冊子：「唐津沢産業廃棄物処分場計画の危険性を訴える」 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 他2名（2021年12月17日）
- (3) 新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員長宛「産廃最終処分場基本計画の問題点に関する公開質問状」 県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会 共同代表 荒川照明 数藤まち子（2022年1月12日）
- (4) 茨城県知事宛「鮎川の流下能力不足に伴う豪雨時雨水放流の難題に関する公開質問状」 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士（2022年12月19日）

日立市長宛の公開質問状の写しですが、多くの皆様にも見て戴きたい（荒川 090-9845-7019）

- (5) 茨城県知事宛「唐津沢流域の洪水浸水想定区域図の試作報告および県への追認要請」
荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 （2023年2月3日）
- (6) 茨城県知事宛「産廃処分場計画地の唐津沢流域に対応する防災調整池容量算定における法規違反に関する公開質問状」 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 （2023年3月31日）
- (7) 冊子：「唐津沢産廃処分場の洪水災害の危険性を訴える」 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 他2名（2023年6月25日）
- (8) 茨城県知事宛「唐津沢産廃処分場の危険性に関する公開質問状（県の防災調整池容量算定における法規違反を訴える） 荒川照明 助川靖平 鈴木鐸士 （2023年7月27日）
- (9) 新産業廃棄物最終処分場基本計画（令和4年4月） 茨城県 乙第54号の1）
- (10) 「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説（改正 平成10年10月1日）」
乙第46号証の1
- (11) 「開発行為の技術基準（改正 平成10年10月1日）」 17-18頁 茨城県
- (12) 重要開発調整池に関する技術的基準 同解説（平成29年7月） 京都府建設交通部河川課 13-14頁
- (13) 令和3年（行ウ）第11号「日立市産業廃棄物最終処分場周辺道路整備事業費支出支出差止請求住民訴訟事件」の準備書面（4） 被告訴訟代理人弁護士
木島千華夫（令和5年7月31日）

表1：調整池容量の算定対象流域面積規定の一覧表

調整池容量の算定対象流域面積規定の一覧表	その1
<p>① 茨城県 開発行為の技術基準（平成10年10月1日改正）茨城県 17-18 頁 <u>計画排水区域は、雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水については開発区域とする。</u></p>	
<p>② 京都府 重要開発調整池に関する技術的基準 同解説（平成29年7月）京都府建設交通部河川課 13-14 頁 <u>流域面積の考え方は参考図 2.2 に示すとおりである。同図によると、重要開発調整池の流域面積は、開発地面積と非開発地面積の合計である。</u></p>	
<p>③ 宮城県 都市計画法に係る開発許可制度便覧 第3章開発許可に係る技術的基準（令和5年7月18日改定）宮城県 337 頁 <u>排水施設の設計にあたっては、流域単位で考えるものであるから、開発区域内の雨水及び汚水についてはもちろんのこと、周辺地形状況又は周辺地域の土地利用の状況により、その排水区域を設定すること（説明図あり）。</u> <u>例えば、背後に丘陵地があるなど当然その区域の雨水を処理しなければならない場合は、その雨水についても併せて設計しなければならない。</u></p>	
<p>④ 滋賀県 開発に伴う雨水排水計画基準（案）滋賀県土木交通部河港課（平成14年4月）11 頁 <u>開発区域外において、調整池の集水域となる区域が生じる場合、原則として当該区域は調整池の計画上、開発区域と見なすものとする。</u></p>	
<p>⑤ 兵庫県 重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説 兵庫県（令和5年6月）10 頁 <u>許容放流量の算定に係る区域（集水面積）は、開発行為を行う区域の面積 A1 と開発行為を行う区域外の流入区域の面積 A2 の合計としている（解説図あり）。</u></p>	

調整池容量の算定対象流域面積規定の一覧表

その2

<p>⑥ 栃木県大田原市 森林法に基づく林地開発許可申請の手引き 46 頁 開発流域から流出する雨水は、すべて調整池に取り込むものとし計画すること。なお、<u>調整池の流域は、開発区域だけでなく雨水が流入するすべての流域とする。</u></p>
<p>⑦ 東京都八王子市 東京都生活排水対策指導要綱(巻末資料2):4排水施設 1-3-4-5 頁 排水面積は、開発の内容や周辺の地形等を勘案して決定される排水区域の面積である。<u>開発が行われる区域内だけでなく、その上流部も含む流域全体の雨水を対象とするため、開発区域とは必ずしも一致しないので注意を要する(下図参照)。</u></p>
<p>⑧ 香川県高松市 高松市開発指導技術基準（令和2年7月）18 頁 開発区域内の排水施設については、集水区域に分け、流出量を算出し、その排水施設の流下能力、流速が基準を満たしていることを確認する。なお、<u>排水施設は流域単位で考えるものであるから地形の状況により、開発区域外の土地も含めて集水区域を設定する必要がある。</u></p>
<p>⑨ 福岡県糸島市 開発行為等に関する指導規定 技術基準（令和4年4月改定）10 頁 雨水は、降雨量と地形から想定される雨水量とする。なお<u>施行区域内の雨水はもちろん周辺地形の状況、例えば背後に丘陵地がある等から考えて、その区域の雨水を排水しなければならない。</u></p>
<p>⑩ 兵庫県西宮市 開発許可制度の運用基準 西宮市都市局建築・開発指導部開発審査課（令和4年10月）57 頁 雨水：降水量と地形から想定される雨水をいい、開発区域内の雨水はもちろん、<u>周辺地形の状況から考えて、背後に丘陵地があるなど当然その区域の雨水を処理しなければならない場合は合わせて設計しなければならない。</u></p>